

第1章 監査の基礎概念と財務諸表監査の特質

1. 監査の定義

監査とは、経済活動と経済事象についての主張と 確立した規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。

【 に関連して】

- 財務諸表は「**経営者の主張**」の集合として捉えられる

「監査基準」では「**経営者が提示する財務諸表項目**」という用語が使用されている（「監査基準の改訂について」平成17年10月28日 二5）・「監査基準」第三 実施基準 一3）。「監査基準委員会報告書」では「**経営者の主張**」という用語も使用されている（「監査基準委員会報告書 第28号」3項）。

【 に関連して】

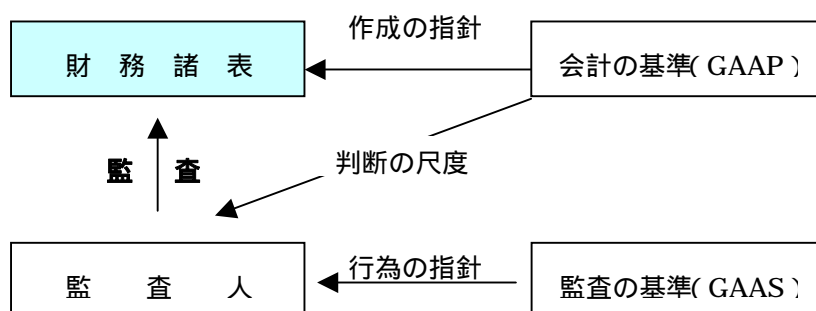
- 会計基準と監査基準との関係

ア. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(GAAP)は、財務諸表監査上、監査人の**判断の尺度**として用いられ、また、一般に公正妥当と認められる監査の基準(GAAS)は、公認会計士又は監査法人が財務諸表監査を行う場合に従わなければならない**行為の指針**となっている。

イ. 公認会計士が行う財務諸表監査は、財務諸表が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー - の状況を適正に表示しているかどうかについての職業的専門家としての意見を表明するために、GAASに従って、会社が作成した財務諸表をGAAPに照らして検証している。

ウ. この場合に注意が必要なのは、GAASでは、GAAPへの形式的準拠性を確かめるだけでなく、会計方針の選択や適用の方法が、会計事象や取引の実態を適切に反映しているかどうかについて判断するという**実質的な判断**が求められていることである。したがって、適用すべき会計基準が明確でない場合や会計基準に詳細な定めがない場合には、監査人が独自に判断しなければならない。（「監査基準の改訂について」平成14年1月25日 三9(1) ・「監査基準」第四 報告基準 一2 ・「監査基準委員会報告書 第24号」12・13項参照）

<図 解> 会計基準と監査基準との関係



日下部『新会計監査詳説』p.86, 一部修正

<注> **実質的な判断**とは、たとえば、たな卸資産の評価が会計基準で認められた方法によって行われているかどうかだけでなく、それが実態に即した評価方法となっているかどうかについての判断をいう。ただし、実質的な判断といえども、GAAP からの離脱を認めているわけではない。あくまでも、GAAP を基本的な判断の尺度とする。

2. 監査が必要となる条件

以下の状況が一定以上の水準で存在する場合に監査が必要とされる。

利害の対立

受託者が自己の利益を計るため不誠実な行為を行うのではないかと疑念が存する状況。

影響の重大性

委託者が受託者が行う行為または報告により重大な影響を受けるという状況。

複雑性

受託者による行為や報告内容が複雑になる状況。委託者自身で検査することが困難になる。

遠隔性

委託者と受託者の間に、物理的、制度的または法律的に距離がある状況。委託者が直接に受託者の行為や報告を確かめることは困難になる。